

整骨院・接骨院の施術を受けられる方へ

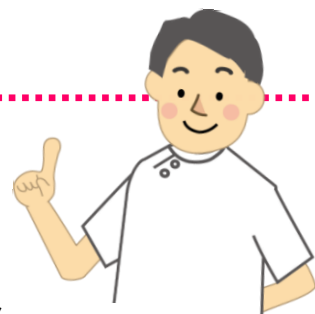
健康保険を使えるのはどんなとき

- ◆ **骨折、脱臼、打撲、ねん挫（いわゆる肉ばなれを含む）**の施術を受けた場合に保険の対象となります。
（骨折および脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。）
- ◆ 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。
 - 主な負傷例
日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたとき



治療を受ける時の注意

- ◆ 単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象になりません。
このような症状で施術を受けた場合は全額自己負担になります。
- ◆ 療養費は、本来患者が費用の全額を払った後、自ら保険者へ請求をおこない支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔道整復については、例外的な取り扱いとして、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。
このため、多くの整骨院・接骨院等の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように自己負担分のみ支払うことにより、施術を受けることができます。
- ◆ 柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うため、施術を受けるときには、必要書類に患者の方のサインをいただくことが必要となります。



山形県・山形県保険者協議会

※山形県保険者協議会とは、県内の医療保険者により被保険者の健康保持増進と円滑な事業を行うために設立された団体です。